財 政 金 融 委員会)

金 融 商 品 取 引 法 等 の 部 を 改 正 する 法 律 案 $\overline{}$ 閣 法 第 兀 四 号)(衆 議 院 送 付 要 旨

本 法 律 案 ιţ 今次 の 金 融 危 機 を 受 け た 玉 際 的 な 議 論 き 我 が 玉 の 実 情 を 踏 まえつつ、 金 融 シ ステ 厶 の 強 化 及

び 投 資 家 等 の 保 護 を 义 る た め、 店 頭 デ IJ バ テ 1 ブ 取 引 等 に 関 す る 清 算 機 関 の 利 用 の 義 務 付 け 金 融 商 品 取 引

業 者 の グ ル 1 プ 規 制 の 強 化 等 の 措 置 を 講 ず る も の で あ ij そ の 主 な 内 容 は 次 の لح お IJ で あ ゑ

店 頭 デ IJ バ テ 1 ブ 取 引 等 の 決 済 の 安 定 性 透 明 性 **ത** 向 上

1 金 融 商 品 取 引 清 算 機 関 玉 内 清 算 機 関 に 対 ŕ 主 要 株 主 規 制 及 び 最 低 資 本 金 規 制 を 導 λ するととも

に 外 玉 金 融 商 品 取 引 清 算 機 関 制 度 を 創 設 す る 等 、 清 算 関 連 の 基 盤 整 備 を 义 る た め の 措 置 を 講 ず

2

定

の

店

頭

デ

IJ

バ

テ

1

ブ

取

引

等

に

つ

١J

て、

清

算

機

関

の

利

用

を

義

務

付

け、

取

引

の

特

性

に

か

h

が

み

我

が

玉

に お L١ て 清 算 す る 必 要 が あ る 取 引 に つ L١ て は 玉 内 清 算 機 関 の 利 用 を 義 務 付 け る。

3 金 融 商 品 取 引業者 等 及 び 清 算 機 関 に 対 ŕ 取 引 情 報 の 保 存 及 び 内 閣 総 理 大 臣 ^ の 報 告を義 務 付 け る ع

لح も に 取 引 情 報 蓄 積 機 関 の 指 定 制 度 を 創 設 L 取 引 情 報 蓄 積 機 関 に よる 取 引 情 報 の 保存及び 報告 を 金

融 商 品 取 引業者 等が 選 択 できる 制 度 を 整 備 ずる。

金 融 商 品 取 引業 者の グ ル Ĭ プ 規 制 監 督 の 強

化

1 総 資 産 の 規 模 が 定 金 額 を 超 え る 第 種 金 融 商 品 取引業者 に 対 して、 連 結 自己 資 本 規 制 を 導入し、 子

会 社 等 に 対 す る 監 督 規 定 等 を 整 備 するととも に 適 切 な 業 務 運 営 の 確 保 の 必 要 性 が 特 に 高 L١ لح 認 め 5 n

る ときに、 定 の 親 会 社 を 指 定 す る 制 度 を 設 け、 親 会 社 き そ の 子 会 社 等 に 対 す る 監 督 規 定 等 を 整 備 す

等、、 金 融 商 品 取 引 業 者 に 対 す る 連 結 規 制 監 督 を 導 入 す

務 改 善 命 令 を 可 能とする等、 主 要 株 主 規 制 を 強 化 す る た め の 措 置 を 講 ず ఫ్త

三、その他

2

第

種

金

融

商

品

取

引

業

者

及

び

投

資

運

用

業

者

に

つ

l١

て、

過

半

数

の

議

決

権

を

保

有する主要

株

主

に

対する

業

る

保 険 会 社 に 対 す る連 結 財 務 規 制 を 導 入する ほ か、 内 閣 総 理 大臣 による破 産手続開 始 の 申立てを可能とす

る 対 象 を 金 融 商 品 取 引 業 者 全般に 拡大す る 等 の 措 置 を 講ずる。

四、施行期日

1 及び二につい ては公布の日から起算して一年を、 一2及び一3については 公布 の日から起 算してニ

年半を、 それぞれ超えな 11 範 囲 内において政令で定める日から施行するなど、 所 要 の 施 行期日を定める。